

審 査 基 準

平成27年4月6日作成

条 例 ・ 規 則 名 : 金属くず類回収業に関する条例
根 拠 条 項 : 第7条第2項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
条例・規則の定め : <ul style="list-style-type: none"><li>・ 金属くず類回収業に関する条例施行規則第2条 (書類の経由等)</li><li>・ 金属くず類回収業に関する条例施行規則第6条第1項、第2項 (許可証の再交付の申請)</li></ul>
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :